

シンポジウム 自然災害における 宅地被害の救済と予防を考える

最大震度7・マグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災では、丘陵の住宅地で多くの谷埋め盛土地すべりが発生し、特に滑動崩落被害が集中した仙台市内では、5728軒もの宅地が被災しました。

宅地を開発・造成して供給する業者と、宅地の取得者である消費者との間の情報量・交渉力の大きな格差に着目すれば、自然災害を起因とする宅地被害にも消費者被害の側面があるのではないのでしょうか。

東日本大震災から10年を経た今、改めて、消費者が宅地被害に遭うことのないよう、地盤の安全を確保し、「安全な住宅に居住する権利」を実現するために、どのような取組が必要なのか、識者と共に考えます。

日時 2021年6月3日(木)17:30~20:00
Zoomウェビナーによるオンライン開催

プログラム

◆**基調報告**「宅地被害者の救済及び予防のための法改正等を求める意見書」からの到達点

三浦 直樹(日弁連消費者問題委員会幹事・大阪弁護士会)

◆**特別報告**「改正都市計画法」の解説

朝津 陽子 氏(国土交通省都市局都市計画課 開発企画調整官)

◆**基調講演** 震災後10年 残された課題

釜井 俊孝 氏(京都大学防災研究所 斜面災害研究センター 教授)

◆**パネルディスカッション** 自然災害における宅地被害の救済と予防
パネリスト

釜井 俊孝 氏

島川 英介 氏(NHK社会部副部長)

美濃部 雄人 氏(国土交通省都市局都市安全課長)

齋藤 拓生(日弁連消費者問題対策委員会幹事・仙台弁護士会)

コーディネーター 上田 敦(日弁連消費者問題対策委員会幹事・京都弁護士会)

参加対象

弁護士及び宅地開発・土木関係者をはじめ、どなたでもご参加いただけます(参加費無料)。

申込方法

以下URLまたは二次元コードからお申込ください。

締切:5月31日(月)

<https://form.gooker.jp/Q/auto/ja/shizen/0603/>

※申込状況等によっては、申込締切前に募集を締め切る場合がございます。

また都合により、内容が変更となる可能性がございます。あらかじめご了承ください。

※ご参加方法は、開催日が近づきましたら、お申込みされた方宛てメールにてご案内いたします。

【個人情報の取扱について】

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会または日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあります。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。



主催:日本弁護士連合会

お問い合わせ先:日弁連人権第二課 TEL 03-3580-9848